

新潟県妙法育成牧場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

## 新潟県規則第2号

新潟県妙法育成牧場条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県妙法育成牧場条例施行規則（平成5年新潟県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(預託の承認申請) <b>第2条</b> 条例第3条第1項の規定による承認（以下「預託の承認」という。）を受けようとする者は、預託しようとする日の2週間前までに、別記様式による預託承認申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。 (1) <u>農業保険法</u> （昭和22年法律第185号） <u>第140条</u> に規定する家畜共済の共済関係が成立していることを証する書類  (2) <u>前号</u> に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類	(預託の承認申請) <b>第2条</b> 条例第3条第1項の規定による承認（以下「預託の承認」という。）を受けようとする者は、預託しようとする日の2週間前までに、別記様式による預託承認申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。 (1) <u>農業災害補償法</u> （昭和22年法律第185号） <u>第111条</u> に規定する家畜共済の共済関係が成立していることを証する書類 (2) <u>ブルセラ病及び結核病にかかっていないことを証する書類</u> (3) <u>前2号</u> に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号の改正は、平成30年4月1日から施行する。